

# 計算書類に対する注記

## 1. 継続事業の前提に関する注記 該当なし

## 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等 - 償却原価法(定額法)
  - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの - 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品 - 定額法
  - ・リース資産
    - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金 - 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済平成30年3月31日期末所要額
  - ・賞与引当金 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している

## 3. 重要な会計方針の変更 該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

社会福祉施設職員等退職手当共済、兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)  
福祉事業のみの為省略
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)  
一拠点の為省略
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	10,892,784	10,892,784	10,892,784	10,892,784
建物	61,234,452	117,129,716	80,112,902	98,251,266
合計	72,127,236	128,022,500	91,005,686	109,144,050

## 計算書類に対する注記

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産 該当なし

担保に供されている資産は以下のとおりである。

	円
計	円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

	円
計	円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	202,970,157	104,718,891	98,251,266
構築物	2,100,000	2,099,999	1
車輛運搬具	12,434,720	11,528,716	906,004
器具及び備品	21,595,287	13,126,875	8,468,412
ソフトウェア	7,511,000	6,052,216	1,458,784
合計	246,611,164	137,526,697	109,084,467

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。) 該当なし

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 該当なし

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
合計			

12. 関連当事者との取引の内容 該当なし

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

## 計算書類に対する注記

13. 重要な偶発債務 該当なし

14. 重要な後発事象 該当なし

### 15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

事業活動計算書における「その他の特別収益」及び「その他の特別損失」の内容は下記の通りである。

「法人本部サービス区分」から「みどり苑サービス区分」への固定資産の移管処理に伴う資産と純資産との差額

資産科目	移管額	純資産科目	移管額
基本財産-土地	¥10,892,784	基本金	¥114,409,709
基本財産-建物	¥76,068,484	国庫補助金等特別積立金	¥20,296,217
構築物	¥1		
器具及び備品	¥1,333,083	差額	¥46,411,574

・「法人本部サービス区分」では「その他の特別収益」として、「みどり苑サービス区分」では「その他の特別損失」として表示

「みどり苑サービス区分」から「みどり苑 サービス区分」への退職給付引当金の移管処理に伴う移管額

「みどり苑サービス区分」では、「その他の特別収益」として、762,074円

「みどり苑 サービス区分」では「その他の特別損失」として、762,074円として表示

「みどり苑サービス区分」から「みどり苑 サービス区分」への退職給付引当資産の移管処理に伴う移管額

「みどり苑サービス区分」では、「その他の特別損失」として、431,394円

「みどり苑 サービス区分」では「その他の特別収益」として、431,394円として表示

上記の「その他の特別収益」及び「その他の特別損失」については、内部取引消去により事業活動計算書(第二号の一様式)

及び拠点区分事業活動計算書(第二号の四様式)には表示されない。